

JCS レインボープロジェクト(JCS Rainbow Project) 会則

(名称)

第1条 この会は、JCS レインボープロジェクト（以下「本会」という。）と称する。英語表記は JCS Rainbow Project とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は日本事務局代表の住所に置く。

(目的)

第3条 本会は、2011年の東日本大震災、および福島第一原発事故で被災した東北地方の子供たちをシドニーでのホームステイに招待する活動を行うことにより、心身の保養を図り、将来に向けて国際的な広い視野を身につけてもらうことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- ① シドニーにおける東北地方の子供たちの短期保養の実施
- ② シドニーでのホームステイを通して、国際的視野を醸成する
- ③ シドニー現地学校との文化的交流会の実施
- ④ 復興支援イベントを開催し、国内外に東北被災地の現状を訴える。
- ⑤ 義援金を募るイベントを開催し、保養プログラムの催行経費に役立てる。
- ⑥ 福島県の被災工芸品をオーストラリアに紹介することで、伝統産業の再興を支援する。
- ⑦ その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 運営役員は本会の目的に賛同し、本会の運営サポート（事務局）およびボランティア活動を希望し、入会登録を行った者とする。
- (2) サポート会員は、本会でのボランティア活動（スタッフ）を希望し、入会登録を行った者とする。

(入会)

第6条 運営役員、またはサポート会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表宛てに提出し、承認を得るものとする。

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

日本事務局代表1名、日本事務局会計1名、シドニー事務局代表1名、シドニー事務局会計1名
ただし、必要に応じて補佐を置くことができる。

監査役 1名

(役員職務)

第7条 代表は、会務を総理し、その業務を統括する。

- 2 会計は、本会の出納事務を担当する。
- 3 監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

第8条 代表の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

- 2 会計は、代表が指名する。

3 監査は、全会員の中から選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

2 役員が都合により任務遂行ができなくなった場合には、自主的に退会するものとする。

(総会)

第11条 本会の総会は、会員を持って構成し、毎年2回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

3 本会の会議は、代表が召集する。

4 総会の議長は、代表がこれに当たる。

5 本会の会議は、3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

6 やむを得ない理由のために総会に出席できない役員および会員は、議長を代理人として決議を委任することができる。なお、これらの場合には議長に委任状を提出しなければならない。

7 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第12条 役員会は、代表、会計をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第13条 代表は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は、7月1日から翌年の6月31日までとする。

(会計)

第15条 本会の経費は、寄付金をもって充てる。

2 本会の会計年度は、7月1日から翌年の6月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第16条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、総会の議決を経て登録を抹消すること

ができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなった場合。
- ② 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。
- ③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

第17条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第18条 この会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この会則は、2012年12月1日から施行する。

(2013年9月4日 一部改訂：

- ・名称を「シドニーレインボーステイプロジェクト」から「JCS レインボープロジェクト」に変更)

(2015年7月30日 一部改訂：

- ・事業年度、および会計年度を7月1日から翌年の6月30日に変更
- ・第4条6項に工芸品の紹介を追記
- ・会員種別にサポート会員を追加)